

## 小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 小松島市が計画するごみ処理施設整備基本構想策定に必要な新ごみ処理施設の処理規模、処理方式、整備手法及び建設候補地等を選定するにあたり、学識経験者及び有識者等の専門的な知見などをもとに内容を検討するため、小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新ごみ処理施設の処理規模、処理方式及び整備手法に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の建設候補地の選定に関すること。
- (3) その他ごみ処理施設整備基本構想策定のために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境衛生に関わる団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了した時までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が、会議の議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。

- 2 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 小松島市行政情報公開条例(平成12年小松島市条例第47号)第7条に規定する不開示情報に関する事項

(2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

- 3 委員長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、前項各号に掲げる事項に該当するおそれが生じたとき又は委員からその旨の指摘があったときは、委員会に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ委員長の判断により非公開で行うことができる。

- 4 委員長は、前項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民環境部市民環境課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。